■一般住宅リフォーム補助金Q&A

平成30年度版

一般住宅リフォーム補助金を活用する際にご確認いただき、申請の参考としてください。

1. 申請区分と補助金の計算

Q 1. 店舗等併用住宅の住居部分のみを改修したい場合は、一般住宅改修と店舗等併用住宅改修のどちらになりますか。

店舗等併用住宅の改修箇所が住居部分のみの場合は、一般住宅改修となります。

Q2. 店舗等併用住宅の店舗部分のみ改修を行いたいのですが、対象となりますか。

対象となります。

Q3. 三世代で住んでいる店舗等併用住宅の店舗部分の改修を行う場合、補助金の上限はいくらになりますか。

三世代で住んでいても、店舗部分の改修を行う場合、三世代同居申請を行うことはできません。 したがって、店舗部分の改修を含む工事を申請する場合、補助金の上限は10万円となります。

Q4. 三世代で住んでいる店舗等併用住宅の住居部分の改修(浴室の改修、工事費120万円)と店舗部分の改修(80万円)を行う場合、申請をどのように行えばよいですか。また、補助金の上限はいくらになりますか。

住居部分における住宅内部の改修費が120万円なので、一般住宅改修(三世代同居申請)で申請してください。補助金の上限は20万円になります。

この場合、申請書には

総工事費 200万円

補助対象工事費 120万円 (店舗部分の工事費は補助対象外工事となります。)

交付申請額 20万円

で記載してください。

Q 5. 店舗等併用住宅(住居部分2/3、店舗部分1/3)の屋根を全面改修しますが、総工事費が 120万円の場合、一般住宅改修と店舗等併用住宅改修のどちらで申請すれば良いですか。

店舗等併用住宅の屋根全面改修工事は、店舗等併用住宅改修で申請していただき、住居部分と店舗部分を 合わせた金額を補助対象工事費としてください。

この場合、申請書には

総工事費120万円補助対象工事費120万円交付申請額10万円

で記載してください。

2. 申請者について

Q6. 申請者は誰になりますか。

申請者は、住宅の所有者で実際に居住している人になります。見積書、契約者、領収書といった申請書に添付する書類の宛名や補助金の振込口座の名義は申請者と同一になります。

Q7. 所有者が亡くなり、名義変更の手続きが済んでいない場合、相続予定者を申請者としてよいですか。

相続予定者で実際に居住している人が申請者となります。

Q8. 所有者が高齢者福祉施設に居住しておりリフォームしようとしている住宅に居住していない場合、実際居住している息子などを申請者とすることができますか。

所有者が高齢福祉施設に入所しているために実際居住している息子などを申請者としたい場合は、住宅施 設課にご相談ください。

Q9. 家の名義が自分と妻で3:1になっているが、どちらを申請者にすればよいですか。

どちらでも申請者になることができます。建物が共有名義になっている場合、名義人の誰でも申請者になることができますが、申請書に添付する各種書類(見積書、契約書、領収書)の宛名、補助金の振込口座の名義を申請者と統一する必要があります。

Q10. 父親が所有し居住している住宅のリフォーム工事費を息子が支払う場合、息子を申請者とすることができますか。

ご子息は住宅の所有者ではないので、申請者とすることはできません。

3. 補助対象住宅について

Q11. リフォーム工事が完了した住宅や施工中の住宅は対象となりますか。

工事が完了した住宅及び施工中の住宅は対象となりません。補助金の交付決定後に契約及び工事に着手するものが対象となります。

Q12. 母屋と離れた納屋を住居用にリフォームする場合には、対象となりますか。

対象となりません。現在居住している「住宅」のリフォームが対象です。

Q13. 2軒の住宅を所有しており、どちらの住宅も使用しているが、2軒ともリフォームしたい場合は対象となりますか。

所有者の住民登録があり、主に使用している(居住している)住宅のみ対象となります。

Q14. 3年前に増築した部分がある住宅(築25年)で、外壁を増築部分も含めて全面塗装する工事の場合、対象となりますか。

外壁工事の要件を満たします(外壁の1/2以上を施工する)が、建築後10年を超えていない増築部分に係る経費は補助の対象とならないので、その部分は補助対象工事費から除いて申請してください。

内装工事の場合も同様です。増築部分の内装の改修は対象となりません。

4. 三世代同居申請について

Q15. 申請時には同居していないが、リフォーム工事が完了した後に同居する予定でいる場合、対象となりますか。

対象となります。ただし、実績報告時に、同居予定だった世帯員全員が同一住所に居住していることが確認できる住民票を提出してください。

Q16. 近々、子供が生まれる予定だが、対象となりますか。

申請時に生まれていない場合は対象となりません。

Q17. 申請する住宅に申請者世帯と親世帯が居住し、離れに子世帯が居住しているが、対象となりますか。

同一住宅に居住していることが条件となりますので、対象となりません。

5. 補助対象工事について

Q18. 補助対象のリフォーム工事に伴う既存部分の撤去費用は対象となりますか。

補助対象のリフォーム工事に伴い生ずる撤去費用は対象となります。

Q19. 補助対象の外壁工事等を行う際の足場代は、対象となりますか。

対象となります。ただし、見積書に足場代がわかるように記載してください。

Q20. 仮設トイレや風呂等を設置する場合は、レンタル代は対象となりますか。

仮設トイレは通常使用する範囲で対象となりますが、仮設の風呂は通常使用する範囲と認められないため 対象となりません。

Q21. 一般住宅リフォーム補助金とあわせて、他の補助金を利用することができますか。

同一の工事箇所に重複して使うことはできませんが、異なる工事箇所であれば他の補助金を利用することができますので、その場合は、それぞれの補助金を利用する部分がわかるように見積書に明記してください。

Q22. 申請者が自らリフォーム工事の資材を購入し、施工を市内の施工業者が行う場合、対象となりますか。

申請者自ら購入した資材の購入費は対象となりませんが、施工業者が請け負った工事の施工費は対象となりますので、見積書にその旨を明記してください。(例:材料は施工主より支給)

Q23. 申請時に補助対象外となった工事があるが、その場合、実績報告時は補助対象工事分のみの報告でよいのでしょうか。

補助対象工事か補助対象外工事かについては、工事の施工とは関係がありませんので、補助対象工事部分のみではなく、申請時に記載した補助対象外となった部分も含めて施工、実績報告をしてください。

Q24. 補助対象工事費はどのように出したらいいですか。

補助対象工事費の出し方

補助対象とする工事

1. 一つの工事箇所の中に補助対象外工事が含まれる場合



総工事費	50万円
補助対象工事費	30万円
交付申請額	6万円

エアコンの取替え(対象外) 20万円

※内装改修の写真とカタログ(一部除く:補助金のお知らせ P.4 参照)の添付が必要

2. 複数箇所の工事を行い、その中に補助対象外工事がある場合

外壁塗装	屋根塗装	車庫の設置
30万円	20万円	20万円

総工事費	70万円
補助対象工事費	50万円
交付申請額	10万円

※外壁塗装、屋根塗装工事の写真とカタログの添付が必要

- 3. 複数箇所の工事を行い、全てが補助対象工事の場合
 - ①全ての工事箇所を補助対象とする場合

便所の改修	洗面所の改修	手すりの設置
20万円	25万円	5万円

総工事費	50万円
補助対象工事費	50万円
交付申請額	10万円

※便所の改修、洗面所の改修、手すりの設置全ての工事の写真の添付が必要

②複数箇所の工事全てが補助対象工事であるが、一部だけで補助上限額となる場合

──→ 補助上減額となる一部の工事のみ補助対象工事費として申請することができます。

外壁塗装	屋根塗装	内装の改修
50万円	50万円	30万円

総工事費	130万円
補助対象工事費	50万円
交付申請額	10万円

※補助対象工事として申請する外壁塗装工事の写真とカタログのみ添付が必要

6. 手続きについて

Q25. 書類の提出は申請者本人でなければならないですか。

申請者本人以外が提出することもできます。なお、その際にも申請者は書類内容を十分確認するようお願いします(申請者の氏名欄は本人の自署及び押印が必要です)。

Q26. 実績報告から補助金の振込までどれくらいの期間がかかりますか。

実績報告書受理後、2か月程度で指定の口座に振り込みます。ただし、書類等に不備があった場合、手続きに時間がかかる場合があります。

Q27. 交付決定を受けましたが、やむを得ない事情によりリフォーム工事ができなくなりました。どのようにすればよいですか。

交付決定後にやむを得ず事業を中止する場合は、別途中止届出書の提出が必要になります(中止届出書は ホームページからダウンロードしてください。また、住宅施設課に連絡いただければ郵送します。)。

Q28. 添付書類はどのようなものが必要ですか。

〇交付申請時に必要な添付書類

固定資産税課税明細書等の写し	・建物の所有者等がわかる宛名面、所在地及び建築年が確認できる明細面の写し ・今年度の固定資産税課税明細書がない場合、家屋の状況に変更がなければ前年 度以前の課税明細書でも可 ・固定資産税課税明細書がない場合、建物の所有者、所在地及び建築年が確認で きるものであれば可 (例)課税証明・公課証明等―アオーレ長岡証明書発行窓口、東・西サービス センター、各支所市民生活課などで発行、有料 登記事項証明書―法務局で発行、有料 建築検査済証―築10年以上の住宅であることが明らかな場合は建築確 認済証でも可
見積書	 ・工事の内容が明細で確認できるもの(一式で計上したものについては内訳がわかる明細のあるもの) ・代表者の記名があり、社印又は代表者印の押印があるもの ・宛名が申請者であるもの

・補助対象工事とした工事箇所全ての写真(バラバラにならないように紙に貼り 付けたもの) 撮影上の注意 ・1枚で全体が写らない場合は、複数枚に分けて撮影 ・工事場所が特定できるように、工事部分を含めた全体が写るように撮影 ・施工前後で寸法が変わる工事(段差の解消等)の場合は、メジャーテー プ等を用いて計測値がわかるように撮影 ・施工箇所を記載したもの (例) 外壁:北面、東面など 屋根:本屋南側、下屋東側など 施工前の写真 内装:1階和室、2階洋室A・Bなど ・屋根工事で申請時に写真の提出ができない場合は、外観写真で可 (工事着手時に屋根上で施工前写真を撮影し、実績報告時に施工中・完了写真 とあわせて提出) ・住宅全体の状況がわかる図面(手書きのものでも可) ・蛍光ペンなどで工事箇所を明記 工事内容別の必要図面 ①住宅内部の工事:当該工事階の平面図(階数記入) 増改築・間取りの変更等の場合は改修前後の図面も必要 ②外壁工事: 4面全ての立面図 又は 各階の平面図 ③屋根工事:4面全ての立面図 又は 図面 屋根の全体がわかる伏図(工事箇所の部分のみではなく全ての屋 根の伏図) ※店舗等併用住宅の場合は各階の平面図が必要 |店舗等併用住宅の店舗部分も改修したい場合| 住居部分及び店舗部分の各階平面図を併せて提出 ・補助対象とした工事に使用する製品名がわかる部分と、設備の性能向上や断熱改 カタログの写し 修等の効果が確認できる部分(高耐候、断熱などの文言がある部分)のコピー ・カタログがない材料の場合は、材料を撮影した写真 ・申請者が市外から転入する場合に提出 納税証明書 ・転入前の住所地で発行されたもの

併用住宅の店舗 部分も改修した	事業を営ん でいること を証明する 書類	個人事業主: 青色(白色) 申告書の写し 法 人: 法人確定申告書の写し又は登記事項証明書
い場合	住民票又 は戸籍	・住宅の所有者と事業を営む者が異なる場合に提出 ・住宅の所有者との関係が配偶者又は二親等以内の親族であることが 確認できるもの

〇実績報告時に必要な添付書類

工事請負契約書の写し	・請負金額に応じた収入印紙の貼付のあるもの (請書でも可) ・住宅リフォーム推進協議会のホームページに掲載の参考書式を使用しても可 ・契約日は交付決定日以降の日付であること
領収書の写し	・領収金額に応じた収入印紙の貼付のあるもの ・宛名が申請者であるもの ・領収金額が総工事費と同額であるもの ・発行者の記名・押印(社印又は代表者印)があるもの(担当者印のみでは不可) ・銀行振込明細書は不可
変更後の見積書	・工事内容に変更があった場合に必要(補助対象外部分の変更の場合でも必要) ・変更した工事の内容が明細で確認できるもの ・作成日が記入されているもの ・社印又は代表者印の押印があるもの ・追加工事の場合は追加部分のみの見積書でも可 ・値引きによる金額変更のみの場合は見積書は不要 ・工事内容の変更が確認できる明細がついてれば請求書でも可
施工中・完了後 の写真	 ・施工中・完了後とも工事箇所全ての写真(撮影上の注意等は P.6「施工前の写真欄」を参照) ・施工箇所を記載したもの(記載例は P.6の「施工前の写真欄」を参照) ・屋根・外壁材、断熱材、二重サッシ、塗料材等の製品名がわかる写真(例)塗料の缶、製品ラベル等の写真 ・屋根工事で申請時に施工前写真を提出していない場合は、工事着手時に屋根上で工事箇所を撮影した写真
カタログの写し	・補助対象とした工事に使用する材料や設備に仕様変更があった場合に必要
住民票の写し	・三世代同居申請の場合は、続柄の記載がある三世代同居世帯全員のもの ・定住を目的として住宅のリフォームをした場合は、リフォーム後の住宅に転居 したことが確認できるもの ・マイナンバーの記載がなく発行日から3か月以内のもの

_	8	_